

第 2 節 個人事業税

第 1 申告書の送付等

1 納税相談等

申告説明会、広報宣伝、申告用紙の発送と経費の負担、納税相談と申告書の受理、確定申告書の閲覧等については、関係税務署及び市町村と十分連絡のうえ措置すること。

2 個人事業税の申告

(1) 個人事業税の納税義務者が、前年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は住民税の申告書を提出した場合には、個人事業税の申告があったとみなされること(法第 72 条の 55 の 2)。

なお、所得税の失格者が提出した確定申告書については、事務処理の便宜上所得税法第 2 条第 1 項第 37 号の確定申告書とみなして取り扱うこと。

(2) 個人事業税の申告義務がある者で、所得税の確定申告書及び住民税の申告書を提出しない者については、個人事業税の申告書を提出させる措置を講ずること。

3 申告相談

(1) 所得税失格者に係る申告相談につき、関係市町村から特別な事情があることによつて協力を求められた場合には、営業所得についての相談を分担する方向で協議を行うこと。

(2) 住民税の申告書が提出された場合における「みなし申告」の規定は、法第 72 条の 49 の 12 第 2 項、第 3 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項並びに法第 72 条の 55 第 2 項

の適用を受ける効果について適用されるものであるが、納税者に対する影響を考慮し、原則として所得金額等申告事項に基づく是否認の基準は、市町村のそれと同一となるよう運用すること。

(3) 個人事業税の納税義務者と認められる不申告者についての処置を関係市町村と協議

し、この不申告者を、呼び出しによる申告相談と臨戸調査の対象とに分類のうえ、当該申告相談の対象となった者については、関係市町村と相互協力のもとに実施すること。

この場合の申告事項の是否認の基準については、前記(2)と同様であること。

第2 資料の収集

1 所得税資料の収集

原則として、国税連携システムによって配信されたデータから所得税確定申告書等の資料を収集すること。

ただし、配信されない決算書等は、税務署において閲覧及び転写が必要となるため、事前に関係税務署と打合せを行い、閲覧転写の時期及び方法等について了解を得ておくこと。

なお、国税連携システムにより出力印刷した資料を、課税資料の原本として事務処理を行うものであるが、電子申告以外の申告分については、画像データを印刷した資料を原本とすること。

(1) 確定申告書等の資料収集の時期

ア 最初に行う確定申告書等の資料収集
2月からおおむね4月末日までに行うこと。

なお、決算書等の収集にあたっては、関係税務署及び市町村と連絡調整を図り閲覧及び転写日程に支障のないようにすること。

イ 異動所得等の資料収集

期限後申告及び修正申告並びに更正及び決定による異動所得の資料収集は、毎月行い、把握の遅延及び漏れのないようにすること。

ウ 年度分の把握漏れの確認

前記ア及びイによるほか、定期課税前に、税務課で出力する当該年度分の各種リストによる確認を行い、把握漏れのないようにすること。

また、定期課税されていない者で、以下の要件をいずれも満たす者について、未賦課者一覧表として7月の賦課一括登録及び定期課税の調定後に電算出力されるので、同表に掲載されている者について確認し、課税又は失格処理につい

て同表により決裁を受けること。

(ア) 前年度に定期課税されたか又は定期課税前に随時課税された

(イ) 今年度中に賦課予定が登録されている

なお、中途開廃業者は賦課予定が登録されない場合があり、未賦課者一覧表に掲載されないことがあるため、課税漏れとならないよう留意すること。

(2) 課税資料として閲覧収集する範囲

閲覧収集する範囲は、おおむね次のとおりとするが、必要に応じて適宜転写する範囲を定めて差し支えないこと。

ア 業 種

法第72条の2第8項から第10項までに規定する事業を営むと認められる者について、転写を行うものであること。具体的には、確定申告書の第一表の「職業」の欄により判断すること。

イ 所得金額

原則として個人事業税の事業専従者控除後の所得金額が事業主控除額を超えるものについて転写するものであるが次の点に留意すること。

(ア) 青色申告書（確定申告書の「種類」欄が「青色」のもの）

a 青色申告書の「その他」の欄の「青色申告特別控除額」の欄（以下「青色申告控除欄」という。）に記載金額がある場合又は税務署において補記がされている場合

所得税の所得金額に青色申告特別控除（以下「青色申告控除」という。）額を加算して判断すること。

b 青色申告控除欄に記載がなく、かつ、税務署における補記がない場合
租税法第25条の2第1項に規定する10万円控除として取り扱うこと。

但し、同条第3項に規定する55万円（電子帳簿保存又は電子申告を行っているものに限り、55万円とあるのは65万円）控除該当者について、記載漏れに伴う補記漏れの場合があるので、確認方法について税務署と事前に協議すること。

- (イ) 損失に係る申告書（確定申告書の種類が「損失」のもの）

損失に係る申告書については次に掲げるものについて転写を行うこと。

（別表参照）

<別表>

《aのケース》

所得年	3年	4年	5年	6年
所得(損失)金額	▲ 400	300	50	350
損失の繰越控除額		▲ 300	▲ 50	▲ 50
差引所得(損失)金額	▲ 400	0	0	300
繰越損失額	▲ 400	▲ 100	▲ 50	0

転写 不要 要転写 転写 不要 要転写

《bのケース》

所得税確定申告書

所得年	3年	4年	5年	6年
所得(損失)金額	500	▲ 400	300	400
損失の繰越控除額		繰戻還付請求	0	0
差引所得(損失)金額	500	0	300	400
繰越損失額	0	0	0	0

要転写（引き続き5年分以降3年間）

事業税における計算

所得(損失)金額	500	▲ 400	300	400
損失の繰越控除額			▲ 300	▲ 100
差引所得(損失)金額	500	▲ 400		300
繰越損失額		▲ 400	▲ 100	0

《c(b)のケース》

所得年	4年	5年	
事業所得	▲ 200	600	
その他の所得	500	▲ 300	
通算所得（所得税）	300	300	(600-300)
事業税の所得金額	▲ 200	400	(600-200)

要転写（引き続き5年分以降3年間）

- a 個人事業税の対象となる所得金額（確定申告書の種類が損失で、かつ、青色のものについては、青申控除額を加算した額。以下 c (a)にお

いて同じ。）が事業主控除額を超えるもので、「その他」欄の「本年分で差し引く繰越損失額」欄に記載のある確定申告書（第一表、第二表及び第四表（損失申告用））（以下「損失申告書」という。）

- b 繰戻還付請求のある損失申告書

- c 個人事業税対象所得とそれ以外の所得を併せ有する者で、各所得を通算すると次のいずれかに該当することとなる損失申告書

- (a) 通算後損失となるもののうち、個人事業税対象所得が事業主控除額を超えるもの

- (b) 通算後所得のあるもののうち、個人事業税対象所得が損失であるもの

- d 上記 b 及び c (b)に係る者の翌年以降3年分の損失申告書

- (ウ) (イ)により転写を行った損失申告書は第10、1(4)の繰越控除額等の確認が容易に行えるよう編綴し、保管すること。

また、(イ) dに係る損失申告書の転写漏れがないよう、転写前に適宜「該当者リスト」を作成し、転写の際に転写したものと突合すること。

- (エ) 年の中途開廃業者

「事業税に関する事項」の欄に注意し、該当する者については念のため全部転写すること。また、あらかじめ開廃業届を整理しておき、転写漏れのないようにすること。

- (オ) 課税事業と非課税等の事業を併せ行う者

念のため全部転写すること。

- (カ) 所得金額の確認

「営業等」、「不動産」、「雑」等の欄の金額により判断するものであるが、「雑」の欄に課税対象の事業所得が記載されている場合があるので注意すること。

ウ 転写する箇所

転写は、確定申告書の第一表及び第二表は必ず転写し、第四表（損失申告用）及び添付資料も必要に応じて転写すること。

(3) 確定申告書等の転写上の留意事項

所得税の確定申告書等から前記(2)に該当する確定申告書等を抜き出すものであるが、資料の把握漏れ防止及び再閲覧時の便宜のために、関係税務署の了解を得たうえで、ナンバーリングによる番号整理又は税務署整理欄中の事業税の照合印の活用を図り、閲覧済みの表示を行うこと。

ア 複写機による転写

複写機を使用する場合にあっては、複写機の搬入の時期、場所、期間等について、あらかじめ関係税務署の了解を得ること。前記(1)、アの閲覧転写にあたっては、日程、複写機の使用契約等について、毎年別途通知するところにより行うこと。

イ 筆記による転写

あらかじめ筆記事項について内容の習熟を図るとともに担当者間で十分打合せのうえ適正な記録ができるように留意すること。また、記録の便宜上「所得税の所得金額・住民税申告額（異動）調査票（基本要綱第37号様式）」に代えて、別記様式5「個人事業税調査資料せん」を用いて差し支えないこと。

2 住民税の資料収集

所得税の失格者で、住民税について申告の結果、個人事業税が課されることとなる者については、その申告書を閲覧により把握するか、又は別記様式 12 による個人事業税課税資料調査書により照会することとし、課税漏れのないよう留意すること。

なお、閲覧については事前に関係市町村と協議すること。

(1) 新規開業者等の把握

課税漏れ及び新規開業者を把握するため、関係市町村の課税資料及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による住民基本台帳等の閲覧を求めて転写すること。

(2) 住民税の期限後申告書

期限後に提出された住民税の申告書であっても個人事業税の納税通知書が送達される時までに申告されたものであるときは、前記第 1、3、(2)に準じて取り扱って差し支えないこと。

(3) 事業税調査資料の開示

事業税の調査資料についても必要に応じて市町村に開示する等、市町村との協調を図ること。

なお、開示にあたっては、「課税資料の収集について（昭和 48 年 2 月 16 日付け税第 90 号通達）」に留意すること。

第3 不動産貸付業の認定

1 不動産貸付業の認定基準

不動産貸付業とは、継続して、対価の取得を目的として、不動産の貸付（地上権又は永小作権の設定によるものを含む。）を行う事業をいうものであるが、具体的な認定に当たっては、所得税の取扱いを参考とするとともに、次の基準により行うこと。

(1) 家屋

ア 住宅

(ア) 一戸建住宅

住宅の棟数が10以上

(イ) 一戸建住宅以外の住宅（アパート、貸間等）居住の用に供するために独立的に区画された1の部分の数が10以上（ただし、平成12年度分までの課税については15以上）

イ 住宅以外

(ア) 独立家屋

棟数が5以上

(イ) 独立的に区画し貸与することができる家屋

区画数が10以上

ウ 上記基準以外の家屋

次の要件のすべてを満たすもの

(ア) 家屋の貸付総床面積が600㎡以上

(イ) 家屋に係る貸付総収入額が年800万円以上

なお、「家屋に係る貸付総収入額」とは、家屋と一体不可分の不動産に係る貸付収入額も含むものであり、一時に受ける権利金、更新料、礼金等は含まれないものであること。

また、中途開廃業の場合についても、特に月割計算を行う必要はないものであること。

(ウ) 上記ア又はイの基準の2分の1（端数切り上げ）以上

種類の異なる家屋を併せて貸し付けている場合については、それぞれの種類（上記ア（ア）、ア（イ）、イ（ア）、イ（イ）

ごとに判定するものであること。

(2) 土地

ア 住宅用土地

貸付契約（可能）件数（1の契約において2画地以上の土地を貸し付けている場合は、各々を1件とする。）が10以上又は貸付（可能）総面積が2,000㎡以上

イ 住宅用土地以外の土地

貸付契約（可能）件数が10以上

ただし、農地の貸付けについては、一般的には貸付契約件数を基準とするものであるが、個々の事情に応じて事業性の判定を行うこと。

(3) その他

種類の異なる不動産がある場合にあっては、当該貸付不動産の棟数、独立的に区画された1の部分の数又は貸付契約（可能）件数の合計が10以上

2 認定にあたっての留意事項

(1) 認定基準の判定時期

個人事業税は前年中の所得が課税標準とされ、年を基本として課される税であることから、不動産貸付業に該当するかどうかの判定も、その課税標準の算定期間を通じて行うものであること。

したがって、年の中途において増築等で貸付棟数等が認定基準以上となった場合又は逆に一部取り壊し等で棟数等が減少し認定基準未満となったような場合は、各々事業の開廃業として取り扱うこと。

(2) 認定基準の外形性

不動産貸付業の認定基準は、建物における区画数等その貸付不動産の外形的要素に重点を置いているものであり、例えば、不動産貸付業においては、アパート、貸間等で空室となっているもの、又は土地の場合で現に貸し付けている土地以外にも貸し付ける目的の空地を有する場合には、これらの空室又は空地をも認定すべき基準に算入すること。

ア 家屋

独立的に区画された1の部分とは、室

又は室の集合体でその部分が仕切壁、床、天井等により1棟の建物のうち構造上区分されているという「構造上の独立性」と、「利用上の独立性」すなわち、その部分が独立して住居、店舗、事務所、倉庫その他の建物としての用途に供することができるという二つの要件を基本として判定するものであること。

また、2以上の室を有する建物賃貸付けている場合においては、賃借人の数に関わりなく室数により算定するものであること。例えば、10室のアパートを社宅として同一人に一括賃貸付けている場合、1棟ではなく10室として算定すること。

(ア) ワンフロアー又は1棟としてビル等の賃貸をしたものを、借受者の都合により内部造作を施している場合の賃貸は賃貸時の室数(棟)で判定すること。

(イ) なお、スーパー、デパート等でワンフロアーを間仕切りせずに、ショーケース等によって区画して各テナントに賃貸付けている場合は、各テナントごとに賃貸付けているものを、貸付件数とすること。

(ウ) アパート又はマンションの2室以上を1契約で賃貸付けている場合は、当該契約にかかわらず室数で判定すること。

イ 土地

(ア) 住宅用土地における「画地」とは、固定資産税にいう画地と同意義のものであり、具体的には溝、柵、道路等によって物理的に区画されたものといい、これらによって判定が困難な場合は、土地の使用形態から判定を行って差し支えないものであること(地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)(平成22年4月1日総務省令第16号総務大臣通知)(以下この章において「取扱通知」という。))第3章2の1(3)イ)。

(イ) 住宅用土地以外の土地の賃貸に係る認定基準である契約可能件数の判定についても、(ア)に準じて取扱うものであること。

(ウ) 未契約のため空き地となっている場合は、貸付の用に供さなくなったものを除き、貸付可能件数に含めること。

なお、貸付可能件数の判定に当たっては、貸付賃地看板の表示、広告等の有無を参考にすること。

(エ) 一の契約において二画地以上の土地を賃貸付けている場合の貸付契約件数は、画地ごとにそれぞれ1件と算定すること。

(3) 種類の異なる不動産がある場合の取扱い
種類の異なる不動産がある場合は、当該貸付け不動産の区画数、棟数又は貸付け契約(可能)件数の合計が10以上あれば不動産貸付業として認定できるものであり、当該貸付け不動産のうち1の種類の不動産について認定すべき基準未満のものがあっても、全体の不動産の賃貸をもって不動産貸付業として認定すべきものであること。

(4) 事務所等の認定

不動産貸付業において、事業が行われる事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって賃貸借契約の締結、不動産の管理、賃貸料収入の受け取り等、その事業に関する経理事務等が継続して行われる場所をいうものであること。

なお、事務所又は事業所が設けられていない場合は、法第72条の2第7項の規定により不動産貸付業を行う者の住所又は居所のうち事業と最も関係の深いものをもって、事務所又は事業所とみなすものであること。

(5) 共有する不動産の取扱い

貸付不動産を数人が共有している場合は、それぞれの持分にかかわらず、共有に係るものを合算した室数等で不動産貸付業の判定を行うこと。具体的には、10室のアパート(賃貸料収入1千万円)を共有している場合、それぞれのものについて、貸付

室数 10、賃貸料収入 1 千万円として判定する。

(6) その他の留意事項

ア 同一人に対して家屋とその敷地である土地を貸し付けている場合

建物と土地の貸し付けが一体であると認められる場合については、建物の貸付としてのみ算定する。

イ 建物に付属して車庫、物置等がある場合

構造上独立しているものであっても、当該建物の居住者にのみ供されている場合には、当該建物の一部として取り扱うこと。

ウ 広告塔等のため、土地、家屋の屋上又は側面、へい等を貸し付けている場合

広告塔等に係る契約件数及び収入金額を不動産貸付業の認定基準である土地又は家屋の貸付件数及び収入金額として計上すること。

なお、貸し主が広告塔等を設置して貸し付けている場合については、物品貸付業に該当するものであることから、当該貸付に係る契約件数及び収入金額は不動産貸付業の認定基準である貸付件数及び収入金額に算入しないものであること。

エ 電柱埋設敷地に係る不動産収入がある場合

不動産貸付業の認定に当たり、貸付契約件数に含めない。ただし、課税標準額を算定する場合には、当該収入を課税対象収入に含める。

なお、令和 4 年度以前所得分については、当該収入を課税対象収入に含めない。

オ 電力会社の送電線の線下補償に係る不動産収入がある場合

不動産貸付業の認定に当たり、貸付契約件数に含めない。また、課税標準額の算定に当たり、その収入に含めない。

カ アパート、マンション等に管理人室がある場合

原則として室数に含めないが、賃借人が管理人をかねている場合には、これを含めて算定するものであること。

3 課税資料の捕捉について

これについては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」（昭和 57 年 12 月 1 日付け国税庁長官と自治事務次官との了解事項）により、所得税申告書に添付される青色申告決算書、収支内訳書、所得税申告書の附属書類及び添付書類が閲覧又は記録できるので、所轄税務署と連絡を密にし、これらの書類に基づいて不動産貸付業等に当たるかどうかの認定を行うこと。

なお、認定に当たっては下記事項に留意のうえ処理すること。

(1) 青色申告決算書又は収支内訳書の確認

不動産所得の金額（青色申告者にあつては青申控除額加算後の額）が事業主控除額を超えるものについて、青色申告決算書又は収支内訳書（以下「決算書等」という。）に基づいて認定を行うものであるが、この場合、記載内容不明で認定が明確にできなかったもの又は認定基準未満のものについても空室、空地等があることにより認定基準以上となることがあるので、それぞれ調査によって確認のうえ最終判定を行うこと。

(2) 別記様式 11 「年所得に係る不動産の貸付状況について（回答）」による補足資料の収集

ア 不動産貸付又は駐車場の貸付に係る所得を有するもので、国税資料の収集において、次の状況にあるものについては、別記様式 11 によって不動産の貸付状況を照会すること。また、回答があつたものは、不動産貸付業又は駐車場業の該非の判定について決裁を受けること。

(ア) 「収支内訳書（不動産所得用）」又は「所得税青色申告決算書（不動産所得用）」（以下「収支内訳書等」という。）の添付のないもの。

(イ) 収支内訳書等の添付はあるものの、記載内容では事業認定及び課非の判定等が行えないもの。

イ (1)に関わらず、次のいずれにも該当する場合については照会を省略することができること。

(ア) 不動産の貸付け又は駐車場の貸付けに係る当該年分の総収入金額が直近前

3年分の総収入金額と著しい変動がない場合

- (イ) 当該年分における貸付状況が不明であるものの、アの総収入金額の状況と変動ないことが強く推認されるものである場合

(3) 現地確認等

決算書等で貸付件数が不明なもの、あるいは記載内容に疑義があるものについては現地確認を基本とし、必要に応じて市町村の固定資産台帳の調査、不動産登記簿、住宅地図による確認等を行うこと。

(4) 青色申告控除額の取扱い

青色申告控除額の戻し入れによる加算については、不動産所得に係る青色申告決算書により控除を行っているか否かを確認し、当該不動産所得に課税対象分と非課税分がある場合には、その収入金額の比によって加算をする課税対象分を算出すること。

第4 駐車場の認定

1 駐車場の認定基準

対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業をいい、具体的には建築物である駐車場のほか、いわゆる青空駐車場であっても駐車（可能）台数が10台以上である場合には、駐車場として課税対象となるものであること。

2 認定に当たっての留意事項

(1) 不動産貸付業と駐車場業

駐車場としての貸付け形態については、大別して(ア)駐車用として土地、車庫等の不動産を貸付け、賃貸料を得ている場合、(イ)寄託契約により自動車を保管し、保管料を得ている場合、(ウ)時間単位で駐車させ、使用料を得ている場合等があり、(ア)のように、その形態において不動産貸付業と同一に見られるもの、(イ)又は(ウ)のように倉庫業に類すると見られるものがあるが、いずれの場合も、現実に駐車のための場所を提

供し、かつ、貸主が直接駐車場の管理行為（契約の締結、料金の徴収、維持管理等）を行っていれば、駐車場業として認定すべきものであること。

(2) 建築物である駐車場であるかどうかの認定

建築物である駐車場とは、周壁、屋根、その他駐車のための専用的設備を設ける駐車場をいい、具体的には、ガレージ、地下式駐車場、立体駐車場等が該当するが、建築物であるかどうかの認定は、建築基準法第2条の取扱いを参考とすること。

なお、建物の屋上を利用した駐車場及び二段式駐車装置等も、建築物である駐車場に該当するものである。

また、単に雨露をしのぐために屋根のみを設けたようなものについては、建築物である駐車場に該当しない。

- (3) 種類の異なる不動産がある場合の取扱い
「建築物である駐車場を除き駐車台数が10台以上」であるときに、個人事業税における駐車場業として認定すべきものであるが、建築物の駐車場がある場合には、建築物以外の駐車台数が10台未満であっても全体をもって駐車場業として認定すべきものであること。

(4) 建物に付随する駐車場の取扱い

アパート、マンション等の賃借人に有料で駐車場を使用させている場合であっても、当該建物の利用と一体性が認められるものについては、当該不動産貸付の一部とみなすものであること。

なお、事業の独立性が高い場合についてはこの限りではない。

(5) その他

不動産貸付業の留意事項に準じて取り扱うものであること。

第5 請負業の認定

1 判定項目

請負業とは、報酬の取得を目的として、ある仕事の完成を引き受け、これを完成する事業をいう。請負業であると認められるためには、資本的経営を行っており、以下の項目が認められることが必要であること。

- (1) 当該仕事の計画及び遂行について独立性を有していること。
- (2) 危険負担をしていること。

請負業の判定にあたっては、「資材の提供を行っていること」及び「徒弟を使用し、あるいは下請負に出すことができること」を参考とすること。

なお、第三種事業として列挙されている自由業は請負業に該当しないものであること。また、運送業、印刷業等も広い意味での請負業であるが、それぞれ個別の業種として列挙されているので請負業には含まれないものであること。

2 認定にあたっての留意事項

請負業とは、通常請負契約により事業を行うものであるが、たとえ請負契約であっても、単に自己の労力を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っているにすぎないものについては、請負業に該当しないものであること。

したがって、請負業の認定にあたっては、所得税申告書に添付される青色申告決算書、収支内訳書及び請負契約の内容を示す契約書等を確認し、必要に応じて現地調査を行うなどして、総合的に判断すること。

第6 代理業の認定

1 判定項目

代理業とは、手数料等の報酬の取得を目的として、一定の商人のために、平常、その営業の部類に属する取引の代理又は媒介をする事業をいう。代理行為又は媒介行為が代理業であると認められるためには、以下の項目が

認められることが必要であること。

- (1) 一定の商人のために（ただし、承諾があれば1人に限らない。）行うこと。
- (2) 「平常」つまり継続的であること。
- (3) その営業の部類に属する取引を代理（締約代理商）、又は媒介（媒介代理商）すること。
- (4) 独立の商人であること。

第7 第2種事業の認定

1 判定項目

第2種事業については、その原始産業性に鑑み、特に零細なものにまで課税の範囲を広げることは適当でないと考えられており、主として自家労力を用いて行う事業については課税客体から除外されているものであること。

2 判定にあたっての留意事項

- (1) 第2種事業は、法第72条の2第9項並びに政令第11条の2及び第12条の規定により、主として自家労力を用いて行うものの以外のもので、畜産業（農業に附随して行うものを除く。）、水産業（小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものを除く。）及び薪炭製造業をいうが、「主として自家労力を用いて行う事業」の範囲については、政令第11条により事業を行う者、又はその同居の親族の労力によって当該事業の当該年における延労働日数の2分の1を超えるものとされていること。（この場合課税されないこととなる。）

したがって、自家労働の認否については調査の重点を事業の形態、原始記録、雇用状況、賃金支払状況等について行い、その実態を十分把握すること。

- (2) 法第72条の2第9項第2号の規定により非課税となる小規模な水産動植物の採捕事業（以下この項において「小規模採捕事業」という。）の範囲は、政令第11条の2に規定する小型漁船による採捕事業（同条第1号）及び漁具を定置して行う採捕事業

(同条第2号)をいうものであるが、小規模採捕事業の該否の判定は主として自家労力を用いて行うもの以外の水産業について行うこと。

この場合、当該年度に課税すべき専従者控除前の所得金額が事業主控除額を超える者について、自家労働の認否及び別記様式4「沿岸漁業の種類等に関する明細書」により課税の判定を行うこと。

なお、小規模採捕事業を行う者であっても、水産動植物の養殖を伴う事業を行う場合は、非課税とならないので留意すること。

の交付を受けていること。

- (2) 自家用電気工作物に係る保安監督業務を行うに当たり、自己の名において設置者との間で委託契約を締結していること。
- (3) 自家用電機工作物に関して、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、設置者に対する必要な助言又は指導を行っていること。

第8 コンサルタント業の認定

1 判定項目

コンサルタント業とは、継続して、他人の依頼に応じ、対価の取得を目的として、企業経営、科学技術その他専門的な知識又は能力を必要とする事項につき、調査又は研究を行い、これらの調査又は研究に基づく診断又は指導を行う事業をいう(政令第15条の2第1項)。

コンサルタント業には、具体的には、企業診断士、経営士、経営管理士、経営調査士、財務管理士等の名称を用いて行われる経営コンサルタント業、技術士、設計コンサルタント、建設コンサルタント等の名称を用いて行われる技術コンサルタント業のほか、美容コンサルタント業、旅行コンサルタント業等が該当する(取扱通知第3章第1節第2の1(15))。

2 電気管理技術者の行う電気保安監督業務の取扱いについて

電気管理技術者とは、電気事業法に基づいて、小規模自家用電気工作物の設置者からの委託により同工作物の月例・年次の定期点検や工事中・竣工の各点検調査等の保安監督業務に従事するものである。

電気管理技術者が行う電気保安監督業務については、次の要件に該当する場合、コンサルタント業に該当するものであること。

- (1) 電機主任技術者免状(第1種から第3種)

第9 調 査

1 自主調査対象者の選定

自主調査とは、法第72条の50第1項ただし書、第2項及び第4項における所得を決定するための調査をいうこと。

- (1) 個人事業税の自主調査は、所得税失格者であって個人事業税の不申告又は過少申告と認められることにより調査対象とした者で、市町村との協議により分担することとしたもの及び次の者のうち、臨戸調査を含む個別実態調査を要すると認められるものについて実施すること。

ア 課税事業と非課税事業とを併せ行っている営庶業所得者（事業所得と給与所得を併せ有する者のうち所得税失格者を含む。）

イ 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる医療等を行う者

ウ 不動産所得又は事業所得を他の種類の所得としたため、課税標準が法第72条の49の12第1項の規定により算定される課税標準と異なる者

エ その他所得の決定につき、特に調査を要するものと認められるもの

- (2) 自主調査の対象者はすべて「個人事業税の自主調査対象者名簿」（基本要綱第5号様式）に記載し、これに基づいて「個人事業税の自主決定分調査票」（基本要綱第38号様式）を作成のうえ、調査対象職員に交付すること。

2 自主調査の一般的留意事項

- (1) 臨戸調査は5～6月中に終了するよう人員、処理能力等を考慮し、効率的な調査計画に基づき積極的に実施すること。

- (2) 臨戸調査に当たっては、事前に調査対象者の税歴、当該事業の景況等を把握し、調査対象者から提出された資料を十分精査のうえ、所得額を把握すること。

また、所得金額の決定にあたって、やむを得ず推計方法により計算を行う場合は、当該推計の根拠を明らかにしたうえで妥当な所得計算を行うこと。

- (3) 調査が終了した場合は、個人事業税所得調査書（基本要綱第39号様式）に所得金額算定の過程を明記しておくこと。

- (4) 調査は必ず個別実態調査によるものとし、机上想定等による決定は行わないこと。

ただし、1(1)アに該当する者で、次のいずれにも該当するものについては、文書照会（第3節別記様式11又は12を参考にすること。）によって処理することができることとし、個別実態調査を3年一巡とすることができること。

なお、当該照会に対する回答のないもの及び調査省略による課税について調査実施の申し立て等のあったものについては、速やかに臨戸調査を実施すること。

ア 当該年分の総収入金額及び総所得金額（法第72条の49の12第6項、第7項、第9項及び第10項の控除前の所得をいう。以下同じ。）が直近前3ヶ年分の総収入金額及び総所得金額と比較して著しい変動がないもの。

イ 当該年度の直近前3年度において、事業主控除後において課税に至らなかったもので、かつ、当該過年分の課税事業に係る所得から推定して、当該年分の課税所得金額（法第72条の49の12第6項、第7項、第13項及び第14項の控除後の所得をいう。）が事業主控除額以下であることが確実に認められるもの。

第 10 課税標準等の算定方法

1 課税標準算定の留意事項

課税標準の算定にあたっては、所得金額の確認はもちろんのこと、事業専従者控除額、損失の繰越控除等諸控除額の計算、青色申告控除額の戻し入れの計算に留意すること。

(1) 所得金額の確認

所得税の確定申告書及び住民税の申告書（以下第 10 において「申告書」という。）にあつては、通常「所得金額」の欄の「営業等」及び「不動産」の欄に記載された金額によるものであるが従たる事業を「雑」所得の欄に記載している場合があるので、見落しのないように留意すること。

(2) 青色申告控除額の戻し入れ

租特法第 25 条の 2 の青色申告控除の規定は、法第 72 条の 49 の 12 第 1 項本文に定める不動産所得及び事業所得の計算に係る規定に含まれないので、所得金額に控除された青色申告控除額を加算して、事業税の所得金額を算定するものであること（取扱通知第 3 章第 3 節第 11 の 4）。

この場合、所得税の確定申告書の「事業税に関する事項」の欄の「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」の欄（以下「事業税青色申告控除額欄」という。）に記載があるか否かに留意し、次により処理すること。

なお、青色申告控除額は、租特法第 25 条の 2 第 1 項に規定する 10 万円控除と、第 3 項に規定する 55 万円控除（令和 2 年分の所得から適用され、令和元年分以前の所得については従前どおり 65 万円控除）があり、第 3 項に規定する場合に該当する場合において、電子帳簿保存又は電子申告を行っているものに限り、55 万円控除とあるのは、65 万円控除とすることができる。なお、控除額については確定申告書の青色申告控除額で確認すること。

ア 事業税青色申告控除額欄に記載金額がある場合にあつては、当該不動産所得に係る事業の態様により次の処理を行うこ

と。

なお、当該欄に 10 万円を超える金額の記載があり、かつ、青色申告控除額に記載のない場合は、55 万円又は 65 万円控除額の記載漏れの可能性があるので、税務署に確認すること。

(ア) 不動産貸付業及び駐車場業のいずれにも該当しない場合

当該青色申告控除額を加算は行わないこと。

(イ) 不動産の貸付け又は駐車場の経営のいずれか一方に係るもので、当該事業が課税事業と認定される場合

当該青色申告控除額を加算すること。

(ウ) 不動産の貸付け又は駐車場の経営のいずれにも係るもので、そのいずれか一方が課税事業と認定される場合

当該青色申告控除額を各収入金額の比によってあん分して得た額のうち課税事業に係るものを加算すること。

イ 事業税青色申告控除額欄に記載金額がない場合にあつては、次により上記アに準じて処理を行うこと。

(ア) 所得税青色申告決算書（不動産所得用）により青色申告控除額の有無を確認できる場合は、その確認によって差し支えないものであること。

この場合、当該所得税青色申告決算書を転写し、保管しておくこと。

(イ) (ア)以外の場合は、別記様式 7 の「申出書」を当該青色申告者から徴し、その記載内容及び当該不動産所得に係る事業の課税事業の該否によって処理するものであること。

なお、上記の「申出書」の提出は、6 月 30 日（休日の場合は翌日）までに行われるよう努めること。

(3) 専従者控除（給与）

ア 所得税の失格者で、納税通知書が送達される時まで申告書等の提出があつた者については、すべて事業専従者控除

及び青色専従者給与を認めるものである
こと（法第 72 条の 49 の 12 第 2 項、第 4
項）。

なお、所得税の失格者で、所得税の確定申告書を提出した者については、前記

第 1、2、(1)後段により申告書の提出があったものとして取り扱うものであること。

イ 所得税で控除されない事業税の事業専従者控除は、所得税において配偶者又は扶養控除の対象とした者で当該事業に専ら従事している配偶者及び生計を一にする 15 歳以上の親族について適用されるものであること（法第 72 条の 49 の 12 第 3 項）。

(注)「事業に専ら従事する者の判定」については、「個人住民税及び事業税における青色専従者及び事業専従者に関する取扱いについて（昭和 44 年 6 月 27 日自治府第 65 号自治省税務局長通達）」記の 4 を参照のこと。

(4) 損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、特定被災事業用資産の損失の繰越控除

ア 控除額の確認

当該年の損失申告書に繰越控除の記載のあるものについては、課税前に次により当該控除額の確認を行い処理すること。

(ア) 第 2、1(2)イ(ウ)により前年度以前に転写し、保管された前年前の確定申告書等（以下「保管申告書等」という。）がある場合は、当該保管申告書等と突合すること。

(イ) 保管申告書等がないものについては、国税連携システムの利用又は税務署において前年前の確定申告書等と突合すること。

イ 納税義務者から課税に対し繰越控除がなされるべき旨の申出があった場合の処理

課税後に納税義務者から課税に対し繰越控除がなされるべき旨等又は繰越控除額が異なる旨等の申出があった場合は、前記アによる調査を行い、当該申出が真実であることが確認されたときは、減額

更正を行うこと。

(5) 事業用資産の譲渡損失の控除

事業用資産の譲渡損失は、申告書等において譲渡益と相殺されている場合があるが、譲渡損の部分が控除対象となるものであり、「事業税に関する事項」の欄に記載された金額に誤りがないか譲渡所得の欄で確認すること。

また、「事業税に関する事項」の欄に記載がない場合であっても当該申告書の譲渡所得の欄において、事業用資産であることが確認できる場合は控除すること。

繰越控除額の有無についても前記(4)に準じて処理すること。

(6) 不動産業者等の土地譲渡益分離重課の場合の取扱い

租特法第 28 条の 4 の規定による土地譲渡益分離重課の適用がある場合であっても、個人事業税においては、所得の計算上当該分離重課の適用がないものとして扱われるので、関係税務署長と連絡を密にして計算に誤りのないようにすること（法第 72 条の 49 の 12 第 1 項）。

(7) 損益通算の特例適用前の不動産所得

ア 所得税の不動産所得が赤字であり、かつ、確定申告書の「事業税に関する事項」の欄の「損益通算の特例適用前の不動産所得」（以下「特例適用前不動産所得」という。）欄に記載金額がある場合

不動産所得は当該欄の記載金額によるものであること。

イ 所得税の不動産所得が黒字であり、かつ特例適用前不動産所得欄に不動産所得と異なる金額の記載がある場合

租特法第 41 条の 4 の規定の適用は、不動産所得が欠損の場合のみ該当するものであるため、不動産所得欄においては、欠損又は 0 となるものであることから、納税義務者に照会又は調査して処理すること（取扱通知第 3 章第 11 の 5 参照）。

(8) 「事業税に関する事項」欄に記載がない場合の取扱い

確定申告書第二表の「事業税に関する

事項」の欄に記載のないものであっても、当該申告書の申告書第四表（損失申告用）、収支内訳書等の記載事項によって確認できる場合及びその記載をしなかったことについてやむを得ない事由があり、かつ、その申立てが納税通知書の納期限までになされた場合（この場合、別記様式3による「申出書」を徴すること。）についても、諸控除の適用を認めて差し支えない。

2 中途廃業者に係る取扱い

- (1) 中途廃業者については所得税の取扱いと異なり、事業廃止の日から1カ月以内（死亡の場合は4カ月以内）に申告することとされ、この申告に基づき調査のうえ直ちに賦課することとされているが、この制度の周知を図ることは事実上困難であり、また、当該申告額が所得税における申告額と異なる場合もあるので、所得税の確定申告に基づき処理することも差し支えないものであること。

この場合、当該所得税につき確定申告書の提出があった場合には、法第72条の55第1項の規定によって期限内に個人事業税の申告がされたものとみなして取扱うこと。

なお、「事業の廃止の日」の意は、事業廃止の日が「12月31日」の場合は12月30日まで事業を行っていたものであるから中途廃業に該当し、「12月31日限り」廃業の場合は中途廃業に該当しないことになるので、12月31日廃業の場合は必ず調査確認をすること。

- (2) 当該年の1月1日から3月31日までの間において事業を廃止した場合については、当該年の4月1日以降に賦課するものであること。
- (3) 前年中の事業中途廃業者に対する各種控除（事業主控除を含む。）は前年度の控除額が適用されるものであり、当該年の1月から3月までの間における事業中途廃業者に対しては、翌年度の控除額が適用されることとなるので留意すること。

第 11 非課税所得等の計算

個人事業税の非課税所得等の算定については、次の事項に留意して所得金額を決定すること。

1 課税事業と非課税事業を併せ行っている者に対する課税標準の計算

課税事業と非課税事業とを併せて行う個人の所得の算定については、取扱通知第 3 章第 11 の 11 によること。

2 医業等を行う者の社会保険診療等に係る所得は、事業税の課税標準から除外されるので、次の点に留意して算定すること。

(1) 租特法第 26 条の適用を受けない者の所得の算定は、第 3 節第 13「医療法人等に係る事業税の取扱い」の例によること。

この場合、別記様式 8 の計算書により(税務署において社会保険診療分とその他の分の所得区分が確認できる場合は、それによって差し支えないものであること。)社会保険診療分とその他の分の所得金額を確認し、別記様式 9 の計算書により課税所得金額を算定すること。

(2) 前記(1)以外の者で、税務署において社会保険診療等に係る所得とその他の一般診療等に係る所得の区分計算を行っている場合はそれによること。

なお、所得の区分計算が行われていない場合は、社会保険診療等に係る収入金額を把握して、次の算式により課税所得金額を求めること。

医業等の総所得金額－{社会保険診療等に係る収入金額×(1－租特法第 26 条第 1 項に規定する率)}＝課税所得金額

この場合、別記様式 8 の計算書により社会保険診療に係る収入金額及び所得金額を確認し、別記様式 10 の計算書により課税所得金額を算定すること。

3 芸妓置屋中、事業主の稼働（自前芸妓）による所得は事業税の対象とはならないから、個々の実態によって所得区分をなすべきであるが、税務署においてその区分がなされているときはこれによること。

4

事業所得と給与所得を併せ有する者の取扱い

税理士、弁護士等で給与所得と事業所得を併せ有する者については、所得区分を必要とするが、これらの決定は税務署で区分計算がなされている場合はこれによること。

なお、給与所得の欄に合算して記載されている場合も考えられるので関係税務署と連絡を密にし、適確に課税所得を把握するよう努めること。

5 2 種以上の事業を併せ行っている者に対する課税標準の算定

第 1 種事業、第 2 種事業又は第 3 種事業のうち、いずれか 2 以上あるいは税率の異なる第 3 種事業を併せ行っている場合は、それぞれの事業に関する区分経理が行われている場合を除き所得金額の総額をそれぞれの売上金額にあん分して算出すること。

第 12 賦課・調定

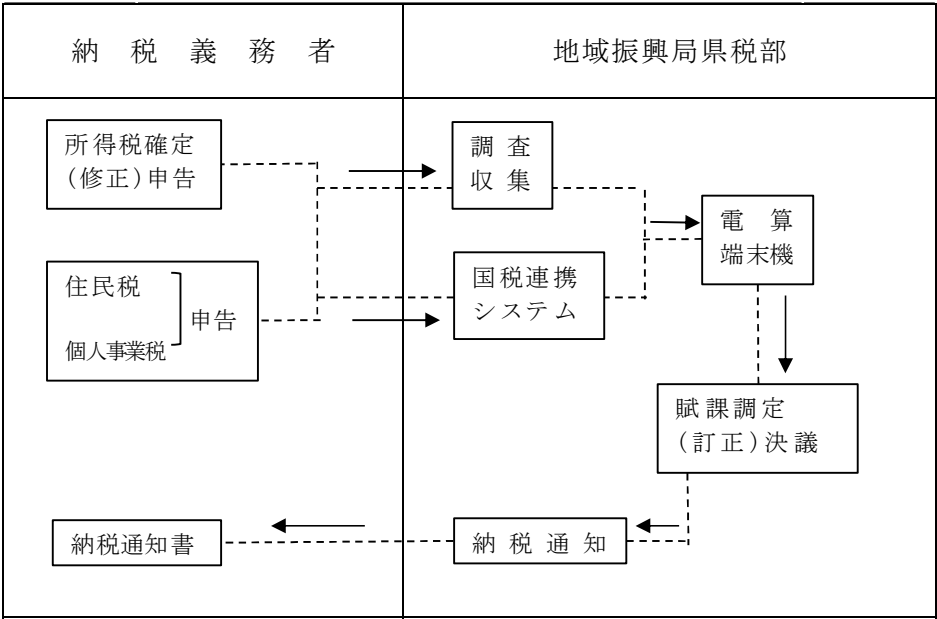
- 1

個人事業税の賦課及び調定の事務処理は、電算（電子計算組織をいう。以下第 2 章において同じ。）による処理とし、賦課の基本的事項については、収集した課税資料に基づき電算のオンライン（電算の端末処理をいう。以下第 2 章において同じ。）による入力により行うこと。以上の事務処理の行程を図示すると次のとおりである。
- 2

電算のオンラインから基本要綱第 8 号様式を出力し、賦課調定決議を行うこと。
- 3

課税資料の収集から賦課及び調定に至るまでの進行管理については、進捗状況を適宜報告するなど、各地域振興局県税部の体制に応じて適切に行うこと。

【個人事業税事務処理行程図】



第 13 過疎条例等による個人事業税の課税免除の取扱い

過疎条例及び離島条例（以下「過疎条例等」という。）に基づく課税免除の取扱いについては、第 2 章第 3 節法人事業税の取扱いに準ずるものであるが、次の事項に留意すること。

1 過疎条例等による課税免除

(1) 課税免除の適用要件

課税免除の適用要件は、法人事業税の取扱いと同じものであるが、課税免除の該非の判定にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 法第 72 条の 25、第 72 条の 26 及び第 72 条の 28 に規定される確定申告書の提出要件の適用はないこと。

イ 過疎条例第 3 条及び離島条例第 3 条に該当する者にあつては、自家労働日数が延労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であることが要件となること。

(2) 課税免除申請にあたっての留意事項

条例に基づき課税免除の適用のある場合において、個人事業税の申告期限までに次の申請書を提出したものに限り課税免除の取扱いをすること。

ア 製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業及び離島振興法第 20 条の総務省令で定める事業を営む者（ただし、離島振興法第 20 条に規定する総務省令で定める事業（農林水産物等販売業を除く。）は離島条例のみ対象）

(ア) 個人事業税課税免除申請書（過疎規則第 2 号様式、離島規則第 2 号様式）

(イ) 個人事業税の分割に関する明細書付表（過疎規則第 2 号様式付表、離島規則第 2 号様式付表）

(ウ) 添付書類 提出部数 1 部

添付書類の提出は、原則として、適用初年分の申請を行う場合に限り提出するものであるが、欠損等で適用初年において提出のなかったときは、2 年分以後の申請時において、

必ず添付させること。

a 事業計画書

b 建物及び付属設備の位置図、平面図、機械及び装置の配置図

c 所得税の確定申告書の写し（離島条例の場合は住民税申告書又は個人事業税申告書でも可）

d 契約書、見積書、納品書、領収書等の適用設備の取得価額を証する書面

e 税務署に提出した青色申告決算書の写し（離島条例の場合は収支内訳書でも可）

f 租特法第 12 条第 4 項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書の写し

なお、租特法第 12 条の規定による特別償却の適用を受けなかった場合は、その理由書を徴すること。

イ 畜産業、水産業又は薪炭製造の事業を行う者

(7) 個人事業税課税免除申請書（過疎規則第7号様式、離島規則第7号様式）

(4) 事業を行った労働日数等の内訳書（過疎規則第7号様式付表、離島規則第7号様式付表）

なお、産業立地課から税務課を経由して第2章第4節第8、3(1)に定める別記様式1の事前相談カードの送付があった場合については、各県税部において一覧表などによって管理し、個人事業税課税免除申請書が期限（課税免除を受けようとする事業年度に係る申告書の提出期限）内に提出されるよう、必要に応じて当該事前相談カードに記載された個人に対して課税免除申請書を送付するなど、手続について説明しておくこと。期限内に提出がなかった場合については、税務課へ連絡すること。

(3) 課税免除手続

ア 不動産取得税を所管する地域振興局県税部からの通知

不動産取得税について課税免除を受けようとする者については、課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限までに不動産取得税課税免除申請書を提出することとなっていることから、当該地域振興局県税部は個人事業税を所管する県税部に対し、不動産取得税課税免除申請書が提出された旨を通知することとなっているので、当該通知を受けた地域振興局県税部は、課税免除申請書の提出漏れの防止や、課税免除要件判定のための情報共有をすること。

イ 課税免除の適否の判定

(7) 前記(2)ア及びイの場合

課税免除対象期間の初年度分の課税免除申請書には、(2)に定める添付書類が提出されるので、当該申請が申告期限内であるか、期限後であるかを問わず、当該添付書類によって申請者が課

税免除要件に該当するか否かを調査し、要件適合判定書（第2章第3節第15の2、4、(2)、ウ 別記様式14の2）により決裁を受けること。

課税免除対象期間の2年度及び3年度分については、要件の該否の判定を行う必要はないが、初年に課税免除申請が行われなかった等のため、判定を行っていない場合にあっては、要件の該否の判定を必要とすること。

なお、地区、業種の該否並びに、課税免除基準の適否については、第2章第3節第15の2、4、(2)、ア、別記様

式14の1により税務課を経由して産業立地課へ照会し、当該照会に対する回答を待って処理すること。

(イ) 前記(2)ウの場合

課税免除を受けようとする場合にあっては、毎年、申請書が提出されるので、申請の都度、課税免除の適否を判定すること。

ウ 不動産取得税を所管する地域振興局県税部への通知

上記アにより不動産取得税の課税免除申請書の写の送付があった場合は、当該地域振興局県税部に対し、すみやかに決裁後の要件適合判定の結果を送付すること。

なお、当該課税免除申請書の写の送付があった者で、個人事業税の課税免除申請書の提出がない場合は、その旨を不動産取得税所管の地域振興局県税部に対して通知すること。

エ 課税免除の決定

課税免除の可否について決定した場合は、課税免除決定通知書により通知するものであるが、過疎条例等に係るものについては別記様式13によること。

(7) 課税免除要件を満たしているもの
要件適合調査の結果、要件を満たしていると認められる者については、原則として定期課税前に、実地調査を行い、課税免除申請額の正否の確認を行ったうえで、課税免除の決定通知を行うこと。

(イ) 課税免除要件を満たしていないもの

要件適合調査の結果、要件を満たしていると認められない者については、必ずしも実地調査を行う必要はないので、すみやかに課税免除の不承認を通知すること。

2 課税免除対象所得の計算にあたっての留意点

過疎条例等の適用事業と適用外の事業とを併せ行っている者の事業主控除は、非課税事業と課税事業とを併せ行っている者と同様の取扱いであり、当該適用外の事業から全額を控除すること。

3 税務課への報告

課税免除の適用を行ったときは、直ちに次の関係書類の写を税務課へ送付すること。

ア 所得税の確定申告書等

イ 課税免除決定通知書

ウ 課税免除申請書及び付表

エ 課税免除の要件適合判定書（第2章第3節第15の2、4(2)、ウ、別記様式14の2）

第14 産業立地条例による個人事業税の不均一課税の取扱い

産業立地条例に基づく不均一課税の取扱いについては、過疎条例等に基づく課税免除の取扱いに準ずるものであるが、提出書類及び留意事項は次によること。

1 不均一課税の適用条件

産業立地条例による個人事業税の不均一課税の適用を受けるには、次のすべてに該当しなければならないこと。

(1) 不均一課税の適用を受けようとする個人が、産業立地促進地域内において新設又は増設した事業の用に供する家屋（中古取得を含む。）であること。

また、産業立地促進地域とは、産業立地条例第2条の規定により知事が指定した地域であることから、不均一課税の対象となる事業の用に供する家屋（以下「事業用家屋」という。）は、当該指定の日以後に新設又は増設に着手したものに限られるものであること。

なお、産業立地促進地域となる具体的な地域は次のとおり。

ア 県営の工業団地等（南部産業団地、中部産業団地、東部産業団地、新潟東港工業地帯及び中条中核工業団地並びに新潟臨海鉄道太郎代駅跡地）

イ 市町村、市町村土地開発公社、土地区画整理組合等が開発した団地で、市町村長の申出に基づき、知事が指定する地域

(2) (1)の事業用家屋において、不均一課税を受けようとする個人の事業が行われていること。

(3) 第2章第3節第15の5、1、(3)～(7)に

準じ、要件を満たしているものであること。

2 不均一課税の措置の適用期間

不均一課税の措置の適用期間は、事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内(増加する常用雇用者が10人以上となる場合は6年以内)の各年の所得金額について不均一課税の措置の適用があるものであり、個人事業税の税率を2分の1にするものであること。

なお、以下に該当する場合は経過措置として不均一課税の適用があるものであること。

- (1) 令和11年3月31日までに取得し、又は借り受けられていた事業用地((2)に該当する場合を除く。)において、令和13年3月31日までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、令和14年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合。
- (2) 令和9年3月31日までに取得し、又は借り受けられていた事業用地において、令和11年3月31日までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、令和14年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合。

3 不均一課税の措置の適用を受ける個人からの提出書類

申告期限までに次の申請書等を提出したものについて不均一課税の取扱いをすること。

- (1) 個人事業税不均一課税申請書(産業立地規則第3号様式)
- (2) 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳(別記様式14)
- (3) 添付書類

添付書類の提出は原則として、適用初年分の申請を行う場合に限り提出するものであるが、欠損等で適用初年において提出のなかったときは、2年分以後の申請時において、必ず添付させること。

- a 事業計画書
- b 建物及び付属設備の位置図、平面図、機械及び装置の配置図
- c 所得税の確定申告書、住民税申告書又は個人事業税申告書
- d 契約書、見積書、納品書、領収書等の

適用設備の取得価額を証する書面

- e 税務署に提出した青色申告決算書の写し又は収支内訳書
- f 常用雇用者が3人以上増加したことを証する書面(住民票の写し、雇用保険被保険者通知書の写し、賃金台帳の写し等)

4 不均一課税による税額の算定

第2章第3節第15の2過疎条例による事業税の課税免除の取扱いに準じて実地調査を行い、課税標準額を不均一課税の適用部分と適用外の部分に分割したうえで、不均一課税後の税額を算定すること。なお、不均一課税後の税額の算定にあたっては、個人事業税の課税標準の分割に関する明細書(別記様式15)を作成すること。

5 不均一課税額を算定するうえでの留意事項

- (1) 不均一課税の対象となる課税標準額の算定については、過疎条例等の取扱いに準ずるものであること。
- (2) 事業用家屋又は事業用家屋内の設備が過疎条例等による課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税の対象となる設備である場合については、過疎条例等の課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例の不均一課税を受けた場合に限り、まず過疎条例等による課税免除額又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税額を算定したうえで、残りの部分について産業立地条例による不均一課税額を算定すること。

なお、過疎条例等による課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税を受けられるにもかかわらず課税免除又は不均一課税を受けなかった場合は、過疎条例等による課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税の対象とできる部分については産業立地条例の不均一課税の対象とはならず、条例第34条に規定する税率の適用を受けるものであること。

6 電算処理上の取扱い

電算入力上は減免・課税免除として取り扱うので、不均一課税の課税対象となる課税標

準額の2分の1を課標（課税免除分）として入力すること。

7 不均一課税を行った場合の報告

納税者に対し、不均一課税の適用を行った場合は、直ちに次の関係書類の写しを税務課長あて送付すること。

- (1) 所得税の確定申告書、住民税申告書又は個人事業税申告書
- (2) 個人事業税不均一課税決定通知書（別記様式16）
- (3) 個人事業税不均一課税申請書（産業立地規則第3号様式）
- (4) 新潟県内に有する事務所又は事業所の従事者の内訳（別記様式14）
- (5) 個人事業税の課税標準の分割に関する明細書（別記様式15）
- (6) 不均一課税の要件適合判定書（第2章第3節第15の5、3、別記様式14の2の2）

第14の2 産業拠点強化条例による個人事業税の課税免除又は不均一課税の取扱い

産業拠点強化条例に基づく個人事業税の課税免除又は不均一課税の取扱いについては、前記第13、第14及び第2章第3節第15の6の法人事業税の取扱いに準ずるものであるが、次の事項に留意すること。

1 課税免除又は不均一課税の申請

課税免除又は不均一課税の申請をする場合は、産業拠点強化規則第1号様式による申請書とあわせ、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳（別記様式14の2）の提出が必要であること。

2 課税免除又は不均一課税の決定

課税免除の決定は、別記様式13により、不均一課税の決定は、別記様式16により通知すること。

第14の3 牽引条例による個人事業税の不均一課税の取扱い

牽引条例に基づく個人事業税の不均一課税の取扱いについては、前記第13、第14及び第2章第3節第15の7の法人事業税の取扱いに準ずるものであるが、次の事項に留意すること。

1 不均一課税の申請

不均一課税の申請をする場合は、牽引規則第3号様式による申請書とあわせ、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳（別記様式14の3）の提出が必要であること。

2 不均一課税の決定

不均一課税の決定は別記様式16により通知すること。

第15 減 免

条例第37条第1項第1号及び第2号に定める減免は次による。

1 減免対象者

減免の適用を受けることができる者は、次に掲げるもので、かつ、原則として所得税失格者に限るものとする。

(1) 1号該当

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

イ 貧困により私人の扶助を受け、最低限度の生活を維持していると認められる者

(2) 2号該当

本人又は本人と生計を一にする親族が疾病のため、異常の出費により著しく納税困難と認められる者

この場合の「異常の出費」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第73条で規定される医療費控除の場合に準じ、申請を行った月までの支払医療費の額が次の算式により得た額を超える場合をいうものとする。

$$\text{事業主控除前の所得金額} \times \frac{\text{申請を行った月までの月数}}{12} \times 5\%$$

2 減免基準及び減免額

(1) 1号該当の場合

ア 生活保護法による保護を受けている者
全額を減免する。

イ 貧困により私人の扶助を受け、最低限度の生活を維持していると認められる者
次の(ア)の額から(イ)の額を控除した額を減免する。

(ア) 本人及び本人と生計を一にする者の前年((イ)のただし書による所得金額による場合においては、当該所得金額の計算期間に対応する期間)における生活保護法による保護基準の額及び賦課された事業税額の合計額

(イ) 賦課された事業税額のもととなる事業主控除前の所得金額。ただし、申請年の所得が前年の所得に比し著しく減少すると認められる者については、申請年の申請時までの所得金額によることができる。

(2) 2号該当の場合

次のアからイの額を控除した額を減免する。

ア 本人及び本人と生計を一にする者の本年(イにおいてただし書による所得金額による場合にあっては、当該所得金額の計算期間に対応する期間)における生活保護法による保護基準(医療扶助費相当額を除く。)の額、支払医療費の額及び事業税額の合計額

イ 賦課された事業税額のもととなる事業主控除前の所得金額。ただし、申請年の所得が前年の所得に比し著しく減少すると認められる者については、申請年の申請時までの所得金額によることができる。

3 減免申請手続

減免申請書に、次の各号の場合においてそれぞれに定める書類を添付させること。ただし、情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能な場合は、これにより得た情報のうち、必要な部分を印刷して添付すること。

(1) 1号該当の場合

生活保護法による保護を受けている者

地域振興局健康福祉(環境)部又は市の福祉事務所等が発行する生活保護法による保護を受けていることの証明書及び世帯員の状況を記載した書類

(2) 2号該当の場合

支払医療費の額を証する書類及び世帯員の状況を記載した書類

第16 各種様式の作成要領等

1 個人事業税所得調査書(基本要綱第39号様式) この調査書は自主調査に係る調査書及び復命書として作成するものであるが、なお、下記に留意すること。

(1) 調査経過、所得算定の根拠等を明らかにすることはもちろんであるが、商況、家族構成及びその異動、資産の増減、取引状況等についても明記すること。

(2) 事業所得の他に、その他の収入等(年金、受取配当、不動産収入、借入金)の有無について確認すること。

(3) 特別経費(地代、家賃、雇人費、支払、借入金利、手形割引料)の額の確認をすること。

(4) 臨時的支出(家屋、店舗の改築改造、疾病、事故による支出、入学金等)の有無について確認すること。

(5) 前記(1)、(2)、(3)、(4)は自主調査における補完的な資料として用い、必要に応じて取引先の反面資料調査を行い、適正な所得額の把握に努めること。

(6) この調査書は3年度分の調査結果を記載するものであるが、決裁後は50音順あるいは地域別等に整理し、納税相談等にも活用するよう努めること。

2 個人事業税の自主決定分処理状況調査簿(基本要綱第4号様式)

この調査簿は、個人事業税の自主調査対象者名簿(基本要綱第5号様式)に基づいて当該年度分において調査を要すべき総件数を

「調査すべきものの総数」欄に記載し毎月末

現在における処理状況を明らかにしておくこと。

したがって、「未調査のものの件数」欄の計は当該月末現在における「個人事業税の自主決定分調査票」（基本要綱第 38 号様式）の残枚数と一致するものであること。

3 電算出力帳票

次の電算出力帳票については、課税漏れの防止に利用できるものであること。

(1) 索引簿

納税者情報が登録されている者の一覧表が 4 月上旬に電算出力されるので、納税者情報登録の有無、住所の確認等に利用することができるものであること。

(2) 賦課予定確認リスト

国税連携システムから課税データを取り込んだ際に、賦課予定確認リストが出力されるので、内容を確認の上、課税情報の訂正及びあて名情報の登録が必要な場合は、オンラインにより入力すること。

(3) 未賦課者一覧表

定期課税されていない者で、以下の要件をいずれも満たす者について、未賦課者一覧表が 7 月の賦課一括登録及び定期課税の調定後に電算出力される。

(ア) 前年度に定期課税されたか又は定期課税前に随時課税された

(イ) 今年度中に賦課予定が登録されている
なお、中途開廃業者は賦課予定が登録されない場合があり、未賦課者一覧表に掲載されないことがあるため、課税漏れとならないよう留意すること。

(4) 賦課確認リスト

賦課確認リストは、オンライン入力後に出力できるので、同リストにより調定前に入力内容（所得金額等）を確認すること。

別記様式 1 （削除）

別記様式 1 附表（削除）

別記様式 2

事業を行った労働日数等の内訳書 業種															氏名	
事業主及びその同居の親族従業者	氏 名	年令	事業主との続柄	月 別 従 事 日 数												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	計 人															
雇 用 従 業 者	氏 名	年令	住 所	月 別 従 業 日 数												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	計 人															
合 計 人																
自家労働日数の割合	(イ) (イ) + (ロ)			課税、非課税の判定			備考									

注 同居の親族従業者とは政令第35条の3の9に定める「事業を行う個人と生計を一にする親族でもつばら当該個人の行う事業に従事するもの」をいうものであること。

別記様式3

申 出 書

年 月 日 様	住 所		業 種
	氏 名		電話番号
年分の所得税の確定申告書における「事業税に関する事項」欄に下記のとおり記載もれがあったので申し出ます。			
所得税で控 除されな 税 従 者	氏 名	給与額	従事月数 月
被 災 事 業 用 資 産 の 損 失	円		事 業 用 資 産 の 譲 渡 損 失
特 定 被 災 事 業 用 資 産 の 損 失	円		損益通算の特例適用 前 の 不 動 産 所 得

別記様式 4

沿岸漁業の種類等に関する明細書				
住所				
氏名				
沿岸漁業の種類 (養殖事業以外)	1 小型漁船による採捕事業 2 漁具を設置して行う採捕事業			
所有（使用）漁船 の状況	所有者		船名	
	使用者		トン数	
漁 船 の 用 途				
定置網漁業区域				
備 考				

別記様式 5（第 2、1 (3) イ）

調 査 年 月 日	整 理 番 号

個人事業税調査資料せん（ 年所得分）

受 付 年 月 日		ふりがな	
住 所 (事業所所在地)	()	氏 名	(生年月日)
業 種		所 得 税	一般 ・ 分離 ・ 損失 ・ 修正
屋 号			青色 ・ 白色
電 話			更正 ・ 決定
			課税者 ・ 失格者
		住 民 税	一般 ・ 分離

1 所得金額の調べ

区 分		当 初	増 減 後	備 考
所得金額	営 業 等	円	円	
	不 動 産	円	円	
	雑	円	円	
	総 合 譲 渡	円	円	
	一 時			
	合 計	円	円	

2 青色申告特別控除額の調べ

控 除 額	所 得 の 種 類
円	

3 事業専従者（所得税法第57条第2項分又は所得税白色適用分）の調べ

氏 名	続 柄	生 年 月 日	従事月数	給 与 額 又 は 控 除 額
				円
				円
				円
				円

4 事業税に関する調べ

所得税で控除対象	氏 名		非 課 税 所 得 な ど	番号	所得金額 円
	給 与	円	損益通算の特例適用前の 不 動 産 所 得		
配偶者などとした	氏 名		不動産所得から差し引いた 青 色 申 告 特 別 控 除 額		
	給 与	円	事業用資産の譲渡損失など		
専 従 者	氏 名		前年中の開（廃）業	開始・廃止	
	給 与	円	他 都 道 府 県 の 事 務 所 等	有 ・ 無	

申 出 書

様	住所	業 種
年 月 日	氏名	電話番号
年分の所得税の確定申告書において、下記のとおり 青色申告特別控除を行いましたので申し出ます。		
所得の区分	左記の所得から差し引いた青色申告特別控除額	
不動産所得	円	
事業所得	円	

注 青色申告決算書の写しを添付して6月30日（休日の場合は翌日）までに提出してください。

別記様式 8

年度個人事業税(年分所得)
社会保険診療等に係る所得の区分計算書

氏名		Tel
税理士		Tel

1 所得金額等

所得税の所得金額	①	円
青色申告控除額	②	円
計 ①+②	③	円

2 医業に係る収入金額

区 分		金額(円)		あん分率
社会保険診療分	④		④ ⑥	0.
自由診療分	⑤		⑤ ⑥	0.
計 ④+⑤	⑥			1.

(注1)自由診療分には労災保険診療、雑収入を含めること。

(注2)あん分率を算出する桁数は円単位まで算出できる率(分母より1桁多い数値)とすること。

*以下は所得税の申告に合わせて選択してください。

3-1 社会保険診療分の所得金額(租税特別措置法第26条の適用を受けない者)

科 目		金 額(円)	計 算 式
保険診療分の収入金額	⑦		④の金額
所 得 金 額	⑧		③×あん分率④／⑥

3-2 社会保険診療分の所得金額(租税特別措置法第26条の適用を受ける者)

区 分	保険診療収入(円)	速算式	所得金額(円) ⑨
2,500万円以下の金額		28%	
2,500万円を越え 3,000万円以下の金額		30%－ 500,000円	
3,000万円を越え 4,000万円以下の金額		38%－2,900,000円	
4,000万円を越え 5,000万円以下の金額		43%－4,900,000円	

別記様式 9

年度個人事業税(年分所得)
課税所得金額の区分計算書
(租税特別措置法第26条の適用を受けない者)

			整理 番号		氏 名	
区 分				総額(ア) 円	保険診療分(イ)	自由診療分(ウ)
所得 金額	所得税の事業専従者給与額 (人員 人)	⑩				
	取得税の所得金額 ①	⑪				
	青色申告控除額(課税対象以外の不動産所得から控除した金額を除く。)②	⑫				
	計 (⑪+⑫)	⑬			⑧の金額 円	(ア)-(イ) 円
	所得税で控除されない事業税の事業専従者給与額(人員 人)	⑭			(ア)×④／⑥	(ア)-(イ)
	差引所得金額 ⑬－⑭	⑮				
控 除 額	損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除額、特定被災事業用資産の損失	⑯				
	事業用資産の譲渡損失の控除額	⑰			(ア)×④／⑥	(ア)-(イ)
	事業用資産の譲渡損失の繰越控除額	⑱				
事業主控除前所得金額 ⑮－⑯－⑰－⑱		⑲				
事業主控除額		⑳				
課税所得金額 ⑲－㉔		㉕				

(注)

⑰の算式は、あん分する必要がある場合に用いること。

別記様式10

年度個人事業税(年分所得)
課税所得金額の区分計算書
(租税特別措置法第26条の適用を受ける者)

			整理 番号		氏名		
区 分				総額(ア) 円		保険診療分(イ)	自由診療分(ウ)
所得 金額	所得税の事業専従者 (人員 人)	給 与 額	⑩			/	/
		控 除 額	⑪			/	/
	所得税の所得金額 ①		⑫			/	/
	青色申告控除額(課税対象以外の不動産 所得から控除した金額を除く。) ②		⑬			/	/
	計 白色申告⑪+⑫ 青色申告⑫+⑬		⑭		⑨ 円	(ア)-(イ) 円	
	所得税事業専従者控除額 ⑪		⑮		(ア)×④／⑥	(ア)-(イ)	
	所得税で控除されない事業税の事業専従 者控除(給与)額 (人員 人)		⑯		(ア)×④／⑥	(ア)-(イ)	
	差引所得金額 ⑭－⑮－⑯		⑰				
控 除 額	損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の 繰越控除額、特定被災事業用資産の損失		⑱				
	事業用資産の譲渡損失の控除額		⑲		(ア)×④／⑥	(ア)-(イ)	
	事業用資産の譲渡損失の繰越控除額		⑳				
事業主控除前所得金額 ⑰－⑱－⑲－⑳			㉑				
事業主控除額			㉒	/	/		
課税所得金額 ㉑－㉒			㉓	/	/		

(注)

⑲の算式は、あん分する必要がある場合に用いること。

年所得に係る不動産の貸付状況について（回答）

○年○月○日 様	住 所				依頼 税 理 士	事務所 所在地	
	氏 名					氏 名 (電話番号)	
	電話番号		職 業				

次の1、2の表は、貸付可能な物件（空き室、空き家、空き地などを含む）を記載してください。

1 不動産の貸付状況

(1) 建物の貸付状況（現在、空き家、空き室も含めて記入してください。）

用 途	種 類	貸 付 建 物 の 所 在 地		貸 付 （ 可 能 ） 棟 数 等		左 の 不 動 産 に 係 る 収 入 金 額	※年中の状況 新築等(月) 撤去等(月)
				棟 ・ 区 画 数	延 床 面 積		
住 宅	一戸建			棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
	一戸建 以 外 (アパート マンション 貸間など)	物件名	貸付建物の所在地				
				棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	
住 宅 以 外 (事務所、 店舗、倉 庫など)	独立家屋			棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
				棟	m ²	円	
	独立家屋 以 外			棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	
				棟 区画	m ²	円	

(2) 土地の貸付状況（1 契約ごとに 1 行で記入してください。現在、空き地も含めて記入してください。）

用 途	※補記	貸付土地の所在地	貸付(可能)区画数(注)	左 の 面 積	左の不動産に係る収入金額	※年中の状況取得等(月)譲渡等(月)
住 宅 用			区画	m ²	円	
			区画	m ²	円	
			区画	m ²	円	
			区画	m ²	円	
住 宅 用 以 外			区画	m ²	円	
			区画	m ²	円	
			区画	m ²	円	
			区画	m ²	円	

「※補記」欄の記入方法

下記に該当する場合は、「※補記」欄にそのアルファベットを記入してください。

- a 農地の貸付（委託耕作）
- b 農地の貸付（農地法の許可を受けて貸し付けているもの）
- c ネオン、広告塔のための土地貸し
- d 電気、電話などの電柱・引き込み線のための土地貸し

(注)「貸付(可能)区画数」について

- 一の貸付契約で二画地以上の土地を貸し付けている場合は、画地の数を記入してください。（「画地」とは、溝、柵、道路等によって物理的に区画されたものです）
- 土地の筆数ではないので、ご注意ください。

2 駐車場の貸付状況（現在、空き区画も含めて記入してください。）

区 分	所 在 地	駐 車 可 能 台 数 区画している時……区画数 区画していない時…駐車可能台数	左 の 面 積	収 入 金 額
建築物である駐車場 〔立体駐車場、 ガレージなど〕			m ²	円
			m ²	円
			m ²	円
その他の駐車場 (青空駐車場など)			m ²	円
			m ²	円
			m ²	円

※大型店舗などに貸し付けて、貸付先が来客用等の駐車場用地として利用している場合は、上記「(2)土地の貸付状況」に記入してください。

3 不動産の貸付と駐車場を併せて行っている場合の必要経費の区分

次のいずれかに○をつけてください。

- (1) 区分している（→区分している場合は、下表に内訳を記入してください。）
- (2) 区分していない。

科 目	総 額	左 の 内 訳		科 目	総 額	左 の 内 訳	
		不動産の貸付	駐車場			不動産の貸付	駐 車 場
租 税 公 課	円	円	円	地代家賃	円	円	円
損 害 保 険 料				給料賃金			
修 繕 費							
減 価 償 却 費							
借 入 金 利 子				計			

※ この用紙に書ききれないときは、他の用紙に書いて添付してください。

個人事業税課税資料調査書

納 税 義 務 者 名	住 所	所 得 金 額

記入上の注意

- 1 この調査書は、所得税失格者で、かつ、住民税の申告があった者で、所得金額（青色申告者は青色申告控除前の所得）が事業主控除額（法第72条の49の14）を超えるものについて記入してください。
- 2 中途開廃業の場合の事業主控除額は下記により算出してください。

$$\text{上記1の事業主控除額} \times \frac{\text{営業月数（1月に満たない月は1月とする）}}{12}$$
- 3 所得金額とは、申告書の「所得金額」欄の「営業等」及び「不動産」の合計額をいいます。

別記様式 13 (第 13、1、(3)、エ、第 14 の 2、2)

第 年 月 日 号

様

地域振興局長
課 税 免 除 決 定 通 知 書



年 月 日付けで申請のこのことについて、下記のとおり 年度
税の課税を（免除する/免除しない） ことと決定したので、新潟県
条例施行規則 の
規定により通知します。

記

工 場 等 の 名 称					
工 場 等 の 所 在 地					
業 種					
事 業 開 始 年 月 日					
年(年度)	年(年度)	課 税 番 号		区 分	
課 税 を 免 除 する 額	条 例 適 用 条 項				
	税の課税免除額		円		
課 税 を 免 除 しない 理 由					
救 済		1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局 を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			
備 考					

別記様式14

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の内訳

					年 度		： 。		氏 名									
	家屋又は設備の名称	事業年度中の月末・期末の従業者数等 従業者の従事区分	月末現在の従業者数 ア													期末現在の従業者数イ	事業税の課税標準の分割の基礎 従業者数ウの算式	
			末1月	末2月	末3月	末4月	末5月	末6月	末7月	末8月	末9月	10月末	11月末	12月末	計			
産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	1																
		2																
	産業立地条例の適用を受ける家屋に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	3																
		4																
	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	5																
		6																
	産業立地条例の適用を受ける家屋に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	7																
		8																
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から9までに掲げるもの以外の者		9																
合 計（7＋8＋9）		10																

別記様式14 裏面

記入上の注意

- 1 この様式は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15新潟県規則第43号）第3号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第3号様式に添付して2部提出すること。
- 2 過疎条例等の適用を受ける設備とは、過疎条例、旧農工条例、離島条例、産業拠点強化条例及び牽引条例の適用を受ける設備をいう。
- 3 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 4 「新設又は増設した設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その事業用家屋に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した事業用家屋に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から6までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 5 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- 6 ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる事業用家屋にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された事業用家屋

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事業用家屋

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事業用家屋

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値

算定期間の月数

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

[illegible]

別記様式14 裏面

記入上の注意

- 1 この様式は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15新潟県規則第43号）第3号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第3号様式に添付して2部提出すること。
- 2 過疎条例等の適用を受ける設備とは、過疎条例、離島条例、産業拠点強化条例及び牽引条例の適用を受ける設備をいう
- 3 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 4 「新設又は増設した設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その事業用家屋に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した事業用家屋に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から6までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 5 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- 6 ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる事業用家屋にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された事業用家屋

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事業用家屋

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間のうち事業用家屋の所在する期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事業用家屋

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値

算定期間の月数

別記様式14の2（第14の2、1）

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

										年 度		： ：		氏 名				
	設備の名称	事業年度中の月末・期末の従業者数等 従業者の従事区分	月末現在の従業者数 ア													期 末 現 在 の 従 業 者 数 イ	事業税の課税標準 の 分 割 の 基 礎 従 業 者 数 ウ の 算 式	
			末 1 月	末 2 月	末 3 月	末 4 月	末 5 月	末 6 月	末 7 月	末 8 月	末 9 月	10 月 末	11 月 末	12 月 末	計			
新設し、 又は増設した設備		新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	1															
		新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	2															
		新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	3															
	小 計	新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	4															
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から4までに掲げるもの以外の者			5															
合 計(4 + 5)			6															

(表)

別記様式14の2（裏面）

記入上の注意

- 1 この様式は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年規則第55号）第1号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第1号様式に添付して2部提出すること。ただし、その行う事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の場合は不要であること。
- 2 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 3 「新設又は増設した設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その設備に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した設備に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から3までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 4 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- 5 ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された設備

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された設備

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値}}{\text{算定期間の月数}}$$

別記様式14の2（第14の2、1）

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

										年 度		： ：		氏 名				
	設備の名称	事業年度中の月末・期末の従業者数等 従業者の従事区分	月末現在の従業者数 ア													期 末 現 在 の 従 業 者 数 イ	事業税の課税標準 の 分 割 の 基 礎 従 業 者 数 ウ の 算 式	
			末 1月	末 2月	末 3月	末 4月	末 5月	末 6月	末 7月	末 8月	末 9月	10月 末	11月 末	12月 末	計			
新設し、 又は増設した設備		新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	1															
		新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	2															
		新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	3															
	小 計	新設し、又は増設した設備に従事する従業者数	4															
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から4までに掲げるもの以外の者			5															
合 計(4+5)			6															

(表)

別記様式14の2（裏面）

記入上の注意

- 1 この様式は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年規則第55号）第1号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第1号様式に添付して2部提出すること。ただし、その行う事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の場合は不要であること。
- 2 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 3 「新設又は増設した設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その設備に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した設備に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から3までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 4 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- 5 ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された設備

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された設備

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間のうち設備の所在する期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値}}{\text{算定期間の月数}}$$

別記様式14の3（第14の3、1）

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

										年 度		: :		氏 名					
	事業年度中の月末・期末の従業者数等		月末現在の従業者数 ア														期 末 現 在 の 従 業 者 数 イ	事業税の課税標準 の 分 割 の 基 礎	
																		従 業 者 数 ウ	の 算 式
	家屋又は設 備の名称	従業者の従事区分	末 1月	末 2月	末 3月	末 4月	末 5月	末 6月	末 7月	末 8月	末 9月	10 月末	11 月末	12 月末	計				
承認地域 経済牽引事業の 用に供する家屋 又は設備		過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する 従業者数	1																
		牽引条例の適用を受ける家屋又は設備に従事する 従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	2																
		過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する 従業者数	3																
		牽引条例の適用を受ける家屋又は設備に従事する 従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	4																
		過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する 従業者数	5																
		牽引条例の適用を受ける家屋又は設備に従事する 従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	6																
	小 計	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する 従業者数	7																
		牽引条例の適用を受ける家屋又は設備に従事する 従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	8																
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から9までに掲げるものの以外の者		9																	
合 計（7＋8＋9）		10																	

別記様式14の3 裏面

記入上の注意

- 1 この様式は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年規則第24号）第3号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第3号様式に添付して2部提出すること。ただし、その行う承認地域経済牽引事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の場合は不要であること。
- 2 過疎条例等の適用を受ける設備とは、過疎条例、離島条例及び産業拠点強化条例の適用を受ける設備をいう。
- 3 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 4 「承認地域経済牽引事業の用に供する家屋又は設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その事業用家屋又は設備に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から6までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 5 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- 6 ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる事業用家屋にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された事業用家屋

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事業用家屋

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事業用家屋

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値}}{\text{算定期間の月数}}$$

別記様式14の3（第14の3、1）

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

[illegible]

別記様式14の3 裏面

記入上の注意

1 この様式は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年規則第24号）第3号様式

の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第3号様式に添付して2部提出すること。ただし、その行う承認地域

経済牽引事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の場合は不要であること。

2 過疎条例等の適用を受ける設備とは、過疎条例、離島条例及び産業拠点強化条例の適用を受ける設備をいう。

3 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。

4 「承認地域経済牽引事業の用に供する家屋又は設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その事業用家屋又は設備に

従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備に従事して

いる場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から6までの各欄に適宜振り分けて計上する

5 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。

ロ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)およびに掲げる事業用家屋にめづいては、てれての昇式によつて昇進したに従業者

者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計

算1 1日に満たない端数を生じたときは、これを1日とする

(1) 算定期間の中で新設又は増設された事業用家屋

当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数

イ欄の従業者数 × $\frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の中で廃止された事業用家屋

算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数

廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数 × $\frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間のうち事業用家屋の所在する期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超え

る事業用家屋

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値

算定期間の月数

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書

所得金額 A	円	適用年度	第 年度
事業主控除 B	円	所得年	年
差引 C (A - B)	円	氏 名	

区 分		従業者数	課 税 標 準 額	税 率	税 額	電算入力で課税免除 の対象とする課税標準額
総 額		人	C	/100	円	
課税免除		①	$C \times ① / ⑧$			
		②	$C \times ② / ⑧$			
		③	$C \times ③ / ⑧$			
	小 計		D			F (=D)
不均一課税		④	$C \times ④ / ⑧$	/100		
		⑤	$C \times ⑤ / ⑧$	/100		
		⑥	$C \times ⑥ / ⑧$	/100		
	小 計		E			G ($E \times 1 / 2$)
そ の 他 の 部 分		⑦	$C \times ⑦ / ⑧$	/100		
合 計		⑧				
備 考						

注 Gの数値については、電算処理上計算された税額が不均一課税後の税額と一致するように入力する金額を調整すること。

別記様式 16（第 14、7、（2）第 14 の 2、2 及び第 14 の 3、2）

第 年 月 日 号

様

地域振興局長 印

個人事業税不均一課税決定通知書

年 月 日付けで申請のこのことについて、下記のとおり決定したので、新潟県
条例施行規則 の規定により通知します。

記

1 不均一の課税をする。

所得年		
課税標準額		円
新潟県 条例による不均一課税適用部分の課税標準額 ①		円
新潟県県税条例第 34 条に規定する税率 ②		100
不均一の課税による税率 ③		100
税額	①×② ④	円
	①×③ ⑤	円
軽減税額 ④－⑤		円

2 不均一の課税をしない。
理由

(表)

3 救済

(1) 審査請求について

この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

(2) 処分の取消しの訴えについて

処分の取消しの訴えについては、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（裏）